

## 第2回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年8月19日（火） 11:00～17:30

場所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎第4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、米澤俊介内閣府地方分権改革推進室参事官

※提案団体出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（提案地方公共団体等からのヒアリング）

提案地方公共団体等からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番10：放課後児童クラブの補助条件の見直し（神戸市、相模原市、鳥取県）>

（伊藤構成員）長時間開設加算については平日一日「6時間超」を「6時間以上」とするという提案だが、「5時間超」ではなく、「6時間以上」ということでよいか。

（神戸市）「5時間超」であれば一層よいが、終了時刻が遅くなれば一定額の補助が出る仕組みであれば、「6時間以上」という要件の緩和でも対応はできる。

（伊藤構成員）相模原市の提案について、現行の児童数「10人以上」という基準の緩和ということだが、鳥取県からは「5人以上」という提案もあったが、具体的にはどの程度、その基準を緩和してほしいのか。

（相模原市）民間事業者はおおむね5名程度から実施しているケースが多いので、具体的な人数は今回記載していないが、5名程度が良いのではないか。

（小早川構成員）障がい児受入加算の要件が、現行では「1クラブ当たり」とされていることについては、該当事例が非常に少ないということを前提にして設定された基準ではないかと推測するが、この基準が設けられた当時と現在の状況が異なることを示すデータがあると非常に説得力がある。

（神戸市）制度導入時の数字は承知していないが、現在、障がい児を受け入れている施設が約120あり、そのうち約25%が3人以上受け入れている。学童保育のニーズは市内でも偏在しており、都心部の多数の児童を受け入れているクラブには、それに比例して、障がい児が増える事例も出てきている。さらに、学校をできるだけ活用するようになると、移動の負担が少ないため、障がい児が増えてくるだろう。

また、高学年の受入れにおいても、自立の程度に鑑みると、障がい児の割合が増えるのであろうから、「1クラブ当たり」ではなく、人数に応じた補助要件の見直しをお願いしたい。

（高橋部会長）開所時間については12時以降ではなく13時からとしても子どもたちへの対応ができるという話があったが、一般的に、13時で十分対応できるのか。

（神戸市）授業の5時間目が終わり、子どもたちが来るのは14時半からになるため、13時に開所すれば、1時間半の準備時間があり、十分対応可能。

（高橋部会長）中山間地域で、例えば8キロほどの距離がある場合、実際に通うとなると、どの程度の時間がかかるのか。

（鳥取県）小学校の近くに開設している場合や公用車で移動する場合は、それほど時間はかからないが、8キロとなると、合併前の別の町に谷を越えて通うことになるので、時間がかかる。

（高橋部会長）8キロでも、山道なので時間がかかるということか。

（鳥取県）子どもを移動させることにあわせて、保護者による送迎の問題が大きくなる。また、雪の多い地域であり、雪の時期の送迎が保護者の負担になる。

（磯部構成員）民間児童クラブのうち、民家・アパートや貸し店舗・事務所などにおいて小規模で運営している約85%のクラブは、補助金が出なくても稼働している現状で、そのしわ寄せはどこへいつているのか。費用は保護者が負担すること以外に、行いたいのに行えないことがあったり、安全性に問題が生じたりするのか。

（相模原市）保護者の負担は、公立と比較すると2～3倍というケースがあり、多く負担いただいている面は否

めない。

また、児童クラブを分園したい、需要がある地域に新たにもう一施設作りたいというときに、立ち上げ資金の面で断念するところがある。

(高橋部会長) 障がい児受入加算の要件が「1クラブ当たり」として設定された時期はいつか。

(羽生参事官) 障がい児加算そのものは平成13年度から実施されている。15年度からは2人いれば障がい児加算が適用され、さらに18年度からは1人いれば加算が適用されるという形に拡充している状況。

(磯部構成員) 13年度に障がい児加算の制度が創設された当時の基準は何人だったのか。

(羽生参事官) 13年度に、まず、障がい児受入促進試行事業として創設され、当時は4人以上受け入れるクラブに加算が適用され、15年度からは4人を2人に緩和している。

(磯部構成員) 神戸市の説明で、5人以上になると加算があるという制度が動きそうだという話があったが、どのようなものか。

(神戸市) 子ども・子育て支援新制度の質の拡充において、5人以上の障がい児がいるところに加算できるという制度が説明されているが、制度の詳細については不明。

(磯部構成員) 障がい児を5人以上集めることは、余り現実的ではないのか。

(神戸市) 学童保育は、子どもたちの生活圏の中で実施する事業であり、放課後だけいつもと別の場所に集められて、異なる子どもと過ごすのではなく、やはり慣れた環境で放課後も過ごすということが子どもたちのために必要ではないかと考えるので、なかなか集めるというのは難しい。

(末宗次長) 鳥取県の説明において、6クラブが10人未満で、そのうち4つが中山間地域とのことだが、中山間地域とは、どのような定義なのか。

(鳥取県) 鳥取県においては、中山間地域振興条例及び規則で規定しており、過疎法・山村振興法・特定農山村法の3法の地域、農林統計上の中山間地域、そうした昭和合併前の町村で3法指定地域に隣接する地域、それと、左と同等の地域といったことで、県の条例で定めている。

(末宗次長) 全市町村のうちどれほどが、中山間市町村になっているのか。

(鳥取県) 全域が入っているところが11市町村、一部が入っているところが6市町村。そして、中山間地域に含まれないところが2市町村。

#### <通番35：地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲（鳥取県）>

(小早川構成員) 法律上、資格がないと職業として通訳案内を行ってはいけないという点が問題なのか。

(鳥取県) 無償ではなく有償で人を活用したいという問題意識である。プロフェッショナルな通訳案内士制度もあるが、高い資質が求められ、試験も難しいことから、通訳案内士より少し下げたレベルで試験を実施できるよう、地域限定通訳案内士の試験制度を都道府県に任せいただき、おもてなしのレベルを上げて、インバウンド(訪日外国人の旅行)をもっと狙っていきたい。

(磯部構成員) ボランティアガイドではなぜ不十分なのか。

(鳥取県) インバウンドは競争で、47都道府県の中から一番小さい鳥取県を旅行先として選んでいただくには、しっかりしたおもてなしサービスをどれほどできるかにかかっており、地域の「人」が与える影響は非常に大きい。ボランティアガイドによる案内では限界があるため、地域限定通訳案内士を育成・検証し、地域の総合力を上げていきたいと考え、今回の提案に至った。

(高橋部会長) ボランティアガイドには県から謝金のようなものは払っているのか。

(鳥取県) 謝金は出せないのので、交通費として必要経費を支払っている。

(高橋部会長) 正規の通訳案内士の報酬はおおよそどのくらいなのか。

(鳥取県) 大手旅行会社が使っているので尋ねたところ、1日約5～7万円、高くても約10万円と様々である。

(高橋部会長) 正規の通訳案内士は鳥取県内にはいないのか。

(鳥取県) 登録者は20名弱だが、転居や高齢のため、現役の方はほとんどいない。

(小早川構成員) 報酬が見込める条件が整えば、鳥取県ならではの通訳案内のできる方が現れてくるという見通しをお持ちか。

(鳥取県) 人口減少に強い危機感がある中、一番裾野が広い観光産業での雇用を増やしていきたいと考えている。そのためにはガイドになる入口を広げて、将来的には専業として、働けるガイドを育成していきたい。そのようなガイドから、旅行者を引っ張ってくるチャンスも生まれてくるのではないかと。

(小早川構成員) 鳥取県だけの話なのか、それとも他の地域にもそのような気運があるのか。

(鳥取県) 今回は、鳥取県として提案しているが、観光エリアとしては鳥取、鳥根の山陰地方というイメージを持っている。鳥根県益田市では、特区制度を使って始める動きもあり、必要性は鳥根県も感じているところ。

(伊藤構成員) 地域限定通訳案内士試験について、試験の制度だけを変えるのではなく、外客来訪促進計画の中での位置付けも見直してほしいということか。

(鳥取県) 外客来訪促進計画の作成はかなり煩雑と考えているため、その計画上の位置付けを不要としていただきたい。英語の能力についてはTOEICなどの様々な試験制度で担保することとし、地域に関する知識については研修制度で身に付けてもらうこととしたい。

#### <通番 24：水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し（埼玉県）>

(小早川構成員) 現状でも規制改革の動きがある中で、国の施策で改善すべき具体的なポイントがあるということか。

(埼玉県) 事業者などからの話では、何か重大な支障があるということは聴いていないが、少しでも早く、しっかりと進めてほしいという意見があるため提案させていただいた。

(高橋部会長) 全体の流れとしてはおおむね措置される方向であるという認識か。

(埼玉県) そのとおり。

(高橋部会長) 例えば、地域の実情で、都市部ではこうだけれども、都市部以外ではこういう基準にしたらいといった発想はあるか。

(埼玉県) 地域の実情としては、埼玉県内のステーションの整備予定地が県南部に偏っているため、より北へと広げることを考慮すると、小型のステーションや移動式のステーションの普及が必要である。

(小早川構成員) 事務局は、何かの問題を踏まえての提案だと理解しているのか。

(高角参事官) 必ずしも、現在の国の取組に問題があるということではないと、埼玉県から聴いている。

(伊藤構成員) 液化水素ステーション基準が現在ないため市街地にはステーションを設置できないとあるが、この事実関係を伺う。具体的な基準ができればそれに従うということか。

(埼玉県) この許可の基準は、国が規定し、都道府県知事に許可権限が下ろされているという状況。基準が明確にならないと、許可ができない状況にもなりがちである。事業者からは、基準にはもちろん従って、粛々と進めると聴いている。その上で、基準が厳しいなどの状況があれば、その時点で規制緩和をお願いしていくことになる。

(伊藤構成員) 県が独自に基準を決めることは、現在の枠組みでは考えられないのか。

(埼玉県) 条例で定めることが可能かどうかは不明だが、技術的な観点からいうと、全く国内に設置されていないステーションの基準を都道府県レベルで一から作るということは、ほとんど不可能なのではないか。

(磯部構成員) 圧縮水素の場合と比べ、液化水素は大量に貯蔵できる、危険性が高まるといったことはないのか。

(埼玉県) 液化水素も圧縮水素も、貯められる量は、基本的にそれほど変わらないと聴いている。このため、危険性についても差はあまりない。

#### <通番 18：鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（埼玉県）>

(伊藤構成員) 現状では県全体でどれほどの事務経費がかかっているのか。また、市町村ごとに事務量に相当なばらつきがあるが、その配分の方法等はどのようになっているのか。

(埼玉県) 市町村の処理件数に応じて、県が実施した場合の単価を基準に処理経費を交付している。

(伊藤構成員) それでは、市町村への移譲と併せて、財源も移譲することを想定しているのか。

(埼玉県) 法令により移譲するということになるため、市町村が自主財源で行うのか、または国からの交付金という形になるのかは分からないが、県からの財源ではなく行っていただくのではないかと。

(高橋部会長) 事務処理特例制度を活用している現状において、どのようなことが具体的に問題であるのか。

(埼玉県) 事務処理特例制度を活用した移譲は、市町村と県との協議によって、市町村のニーズに応じて移譲するという点で非常に有効な手法である。しかし、鳥獣捕獲許可等の権限は、県内の全市町村に移譲しており、市町村の事務として法律上位置付けた方が、市町村が自らの事務であるということを認識し、主体的に取り組む姿勢が促されると考え、提案したところ。

(小早川構成員) 市町村が本当の自分の事務であると自覚していないということか。また、事務処理特例では費

用配分の事務が県に残ってしまうと考えられるが、費用負担の配分の事務は大変なのか。市町村から指導、助言を求められるといった実情があるのか。

(埼玉県) 事務処理特例制度により移譲した権限は県には権限が残らないが、市町村には「本来は県の事務である」として、県に依存するような意識が残っている部分があり、市町村から助言を求められるといった事例が多くある。法令による移譲になったからといって、助言をしないということではないが、やはり市町村の意識に違いが出ると考えている。

(小早川構成員) 県は実質全ての鳥獣保護法関連の許可事務を移譲していて事務を担う体制がないということではないのか。

(埼玉県) 全市町村に移譲しているのは、鳥獣保護法に基づく許可事務の全てではなく、いわゆる有害鳥獣の捕獲の目的としたものに限っており、それ以外の目的による許可は県に残っている。また、有害鳥獣捕獲許可でも、一部は県に捕獲許可の事務が残っているものがあり、県も捕獲許可一般に関するノウハウを持っている。県の内部事務の手引きとして捕獲事務の取扱要領を定めており、市町村には一部文言を変えた上で、事務取扱の例として示している。市町村は、必要に応じて、自らそれを改めて定めればいいのだが、県が示した事務取扱要領をほぼそのまま使っているようで、その内容に関する質問が県に届いている実態がある。

(小早川構成員) 県が実際に担当している主要事務は何か。

(埼玉県) 学術研究のための捕獲許可のほか、広域にわたって行わなければならないもの、例えば電力事業者の高圧鉄塔に巣を作るカラスの駆除について、個別に市町村へ申請するのは事業者にとって非常に大きな負担になるため、県が窓口となり許可をしているといった事例がある。

(小早川構成員) 事務処理特例制度による移譲が進んだところ、県と市町村の役割が整理され切れていないため、そこをすっきりさせるべきだということが今回の提案の背景にあるのだろう。県に残っている事務も全部移譲する方がいいとは考えないのか。

(埼玉県) 広域的なものについては、引き続き県で行う考え。地域が限定された課題について、市町村に取り組んでいただくという整理になる。

(高橋部会長) その場合の具体的な線引きのイメージを持っているか。

(埼玉県) 県は、高圧鉄塔を初めとする多くの市町村にまたがるため一括で処理すべきものを扱う。学術研究による捕獲許可も、比較的広い範囲で材料を集めたいということが多く、市町村への申請という方法では、申請者側の負担がいたずらに増える。そのほか、動物の捕獲も、現に被害が発生したということではなく、例えばニホンジカの頭数の急激な増加が問題となっているが、これをあらかじめ捕獲しようという場合は、市町村を超えて捕獲活動をするような必要もあるため、そういうものは、現行の法律の趣旨からも、都道府県が中心に担うということではよいのではないか。

(小早川構成員) 御提案は、既に移譲されている事務について、事務処理特例ではなく、法令上の事務の所在を移すことによって、県と市町村の役割分担をはっきりさせたいということか。ただ、法改正は、市町村が県の持つノウハウを期待しているという状況を改善するための一つの必要な手立てであろうが、事務の移譲を実りあらしめるためには、法改正だけではなく、様々な工夫や手立てが必要だと考えるが、このような認識か。

(埼玉県) おっしゃるとおり。

<通番 47：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（埼玉県、東京都、兵庫県、九州地方知事会（佐賀県））>

(高橋部会長) 准看護師と看護師の決定的な違いはどこにあるのか。

(九州地方知事会（佐賀県）) 准看護師は療養上の世話をすることが専らの仕事であると位置付けられているが、両者に決定的な違いはなく、特に保育所の現場では、看護師でなければならないという状況ではない。

(磯部構成員) 准看護師と看護師には決定的な差がある。准看護師は、大臣ではなく都道府県知事が免許を出すという点と、療養上の世話と診療補助について、医師、歯科医師、看護師から指示を受けなければならないとされており、業を行うに際して指示が必要という点で、看護師と異なる。療養上の世話については、看護師の専管的なものであると考えられるが、その部分についても准看護師の場合は、医師、看護師等の指示が必要だという点で業務の行い方が違う。

保育所の嘱託医は常駐ではないとの話だが、法律上は、指示をする者は医師に限られていないが、医師ではなくても、例えば、適切な指導をできる看護師が身近にいるなどということはないか。医師しか嘱託をしてい

ないのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 医師が基本になる。

(磯部構成員) 提案は、保育士とみなすことができる准看護師を置いてほしいという趣旨だが、看護師がいる施設に2人目、3人目の准看護師を置くというような贅沢な使い方はなかなかできないのであろう。また、現状で研修などは行っているのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 研修については、特区の議論の中で、例えば准看護師に何らかの研修を受けさせることによって認めてもらうことはできないかとこちらから投げかけたという経緯がある。

(磯部構成員) 看護師に保育所に来てもらうときも、研修などは何もしていないということか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 何もしていない。

(高橋部会長) 看護師を保育士に代えることができるということは、従来どのような理屈で認められていたのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 乳幼児を専門にする特定保育所があった当時、特定保育所には看護師を置くという規定があり、その流れで算定できるようになっていると聴いている。

(磯部構成員) 特定保育所はどのような人が保育の対象であったのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 0歳児が対象の、乳幼児を専門に扱う保育所であった。

(高橋部会長) 乳幼児の場合は体調も急変しやすいため、保育士を配置するより、医療の専門職員を配置する方が安全・安心が保てるという観点から、准看護師が代替できないかという議論になるのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) そのとおり。

(高橋部会長) 乳幼児の病変や病気の罹患の特殊性についての知識は、准看護師でもそこまで変わらないはずだと主張か。

(九州地方知事会(佐賀県)) そのとおり。

(高橋部会長) 平成20年、21年の特区の議論において、厚生労働省は「難しい」という見解だったようだが、厚生労働省の主張はどのようなものか。

(九州地方知事会(佐賀県)) もともと特定保育所事業の流れで激変緩和として認めているもので、これ以上広げるつもりはないとしているが、一方で厚生労働省からの通知の中では、乳幼児の体調管理のためには、看護師を置くことに努めるということも書かれている。

(伊藤構成員) 居室等の面積の基準に関して、時限的に「標準」とされている市区町村があるところ、もうすぐ期限到来を迎えるという状況において、東京都は全体として「参酌すべき基準」にしてほしいということだが、埼玉県は「標準」と「参酌すべき基準」のどちらの基準を念頭に置いているのか。

(埼玉県) どちらかというわけではなく、「従うべき基準」であるかないかという点が重要で、埼玉県としては、個々の地方公共団体の状況は千差万別であるためどちらでもよく、各地方公共団体の状況に応じた裁量を残すべきではないかという提案である。

(東京都) 東京都の場合は、基準設定は実施主体に任せてほしいという提案であり、既に認証保育所の実績もあるため、それを時限的ではなく恒久的な措置にしてほしいということ。

確かに、面積基準については都内の17区市町村において弾力化できるようになったが、実際に独自の基準を設けた市区町村はない。しかし、これはニーズがないということではなく、時限的な措置であり、時限到来時に受入れを減らさなければならず、また、それに伴って保育士の雇用を減らさなければならぬおそれがあるためである。このように、市区町村からは、時限だと取り組みにくいという声があるため、時限的な措置ではなく「参酌すべき基準」として任せてほしいと。

(小早川構成員) 現在の措置は、期限が決まっているのか。

(東京都) 今年度末までと決まっている。また、都内でも全ての市区町村が該当するわけではなく、3大都市の住宅地の公示価格の平均額を上回っている地域で、待機児童100人以上という条件があり、現状の措置であると対象から外れる地域が出てきてしまう。

(小早川構成員) その時限を延長してほしいという交渉は行っているのか。

(東京都) 延長ではなく、「参酌すべき基準」としてほしいということを毎年、国に提案要求している。

(小早川構成員) 時限を設けた趣旨について、当初から延長する可能性も予定しつつ定めたものではないのかも思う。

(高橋部会長) これまでの東京都の認証保育所について、安全性や保護者の評価など、自己検証は行っているのか。

(東京都) 平成12年に第三者評価制度をいち早く導入しており、第三者評価を行っている施設数は全国で群を抜いて多い。実際に認証保育所と認可保育所の評価を比べても、認証保育所の方が評価の高い項目もある。質の担保も地方公共団体で行いたいと考えており、基準設定についても任せたい。

(高橋部会長) 評価の妥当性について、厚生労働省との間で議論したのか。

(東京都) 累次の国への提案の際に、第三者評価の項目に差はないことを資料として提出している。平成13年に認証保育所を設けてから10年余りが経過し、現在2万3,000人の子供が利用している。その間700以上認証保育所が増えているが、これだけ増えているということは、それだけ都民の信頼を得ており、質も確保されているものと考えている。

(高橋部会長) 「参酌すべき基準」にした場合に、東京都以外は担えると思うか。

(東京都) 保育の実施主体は市区町村であり、最終的には市区町村が考えることであるが、東京都だけではなく、それぞれの地方公共団体において独自の保育施策を持っているのであろうから、担うことができると思う。

(小早川構成員) 埼玉県と兵庫県はどうか。例えば「参酌すべき基準」とすることを求める半面で、その基準の設定や運用について、特に利用者との関係で信頼してもらえらる特別の仕組みは考えているのか。

(埼玉県) 東京都と同様に、現在の特例措置について、埼玉県内でも2つの市が対象となっているが、いずれも活用していない。この特例措置の延長をする場合、時限的な措置では選択しにくい場合もあるため、恒常的な措置にすれば、地方公共団体の選択の幅が広がる。

やはり、実際に規制緩和された際どのように基準を定めるかは市町村において検討されるべきことであり、各市町村の状況に応じて議論した上で、それぞれの判断で決めるということがあっていいのではないかと。

(兵庫県) 兵庫県内も同様の現状である。地域の実情は様々であり、国として一律に「従うべき基準」として定められることはいかがなものか。

待機児童対策として、例えば面積を若干狭くするという考え方もあるし、保育の質を高めるという点で、今の基準かそれ以上にするというように、様々な議論がある。それは地域の実情に応じ条例として定めていくことになるため、地方の考え方に任せてほしい。

(埼玉県) 県内の同じ市であっても、待機児童が発生している地域とそうでない地域とがある。1人ぐら追加で入所して一人当たり面積が3.3平米の施設が3.2平米になっても、これは地元で議論して対応可能と判断するのであれば、地方分権の観点として、例外的に認めてもいいのではないかと。

(高橋部会長) 非常に長い議論の歴史がある中で、一番ネックとなる点は、保育の質の基準について、地域住民の中で議論した上で理解を得るための仕組みをどのように設けるかである。東京都はそのような点を検討しているのと思うが、各県はどうか。

(埼玉県) 子ども・子育て会議等における議論を踏まえ、各地方公共団体において議会において条例等で定めることになるため、保育の質はおのずと担保されるのではないかと。

(兵庫県) 保育所の認可については、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉審議会での事前の意見聴取を行うこととなった。保育所そのものの運営についての意見を聴取する場としても、期待できると考えている。

当然、条例化する際は議会の審議・議決を経るため、行政側のみで基準を定めるわけではない。

(小早川構成員) 市町村立保育所の設置運営について、県がどのようにかわるべきか。設置基準や保育の質の確保について、厚生労働省令による規制を緩和する代わりに県が指導監督をするということになるのか。

(埼玉県) 埼玉県では保育所の認可事務などを市町村が希望すれば移譲している。やる気のある市町村であれば、自ら保育所の設備基準ないし人員基準を設けるため、権限移譲を進めており、現在2市町村に移譲している状況である。広域自治体として、ある程度のレベルを保たなければならない点については県が関与し、自ら権限を担いたいという市町村には移譲しているという状況。

(佐賀県) 認可保育所に関する認可権や指導権は、市町村が希望すれば事務処理特例制度を活用し、すぐ移譲するが、佐賀県は人口85万人ほどの小さな県であるため、小規模な市町村が多く、移譲の実績はない。

ただし、特に市町村の基準に関して、例えば公立保育所の場合は、財源が全て一般財源化されており、保育の実施権者が市町村であるのに、基準を都道府県の条例で制定しなければならないということには疑義がある。

(高橋部会長) 保育所における食事の搬入について、民間の場合のみ外部搬入ができないという点が不合理ではないかとの話だが、制限を設ける実際の根拠はどこにあるのか。

(兵庫県) 現在、外部搬入が全くできないのは私立保育所の3歳未満児だけであり、そこを区別する理由が見当たらない。

国の説明は、3歳未満児はアレルギー等の懸念があつて、現時点での私立保育所の実施は適切でないということ、新制度の施行を踏まえて、28年度に評価調査委員会で現在の取組についての評価を改めて行うので、その結果を待ってほしいという、2点だけである。

利用する子どもにとっては、公立と私立の区分はなく、私立保育所の3歳未満児について不可という理由が全くないのではないかと。公立と私立の区別は本来統一的な取扱いであるべきであつて、これまで特区の中でもアレルギー等発生の事例はないと聴いているため、例えば公立の給食センター等の栄養士や、保健所の栄養士など、様々な資源や人材を活用することによって対応できるのではないかと。

(高橋部会長) 厚生労働省の説明では、なぜ特区の公立はいいという話なのか。

(兵庫県) 地方公共団体が公立保育所の合理化を進める等の観点から、特に必要と認める場合には認めるというような説明である。そうであれば、反対に、私立の方がより一層運営の合理化が進められるべきで、民間の方こそ特に認めていただきたい。

(高橋部会長) この点は、今後の厚生労働省とのヒアリングにおいて聴きたい。

(伊藤構成員) 准看護師の提案について、現時点で准看護師の方の確保の可能性、保育所での活用の可能性はどれほどあるのか。潜在的な需要を含めてどうなのか。

また、准看護師も看護師と同じように扱ってほしいという点と、全体として「参酌すべき基準」としてほしいという点と、どちらに力点があるのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 看護師と准看護師の任用の単価差があり、看護師は実質的に給与が高いということと、准看護師は保育士よりも高いけれども、看護師よりも低く、准看護師の方が募集しやすい点が一番大きい。また、看護職員の不足という観点では、准看護師も不足していないということではなく、確保の可能性としては余り差がないと思う。

「参酌すべき基準」化との関係では、人の資格を全国一律で厳格にすると、これから地方が様々な人材を確保することが難しくなるという問題意識がまずある。「参酌すべき基準」が望ましい方向性ではあるが、改革の時間と緊急性の観点から、まず当面、「従うべき基準」の状態のまま、省令改正により、看護師に限定しているものを准看護師に拡大することも選択肢の一つであろうと考えている。

(小早川構成員) 保育士が不足しているため、准看護師も採用しやすいようにしてほしいということか。それとも、看護師を採用したいが、供給も少ない中、給与が高いから、准看護師でカバーしたいということなのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 現行の省令では、保育士の1人に限り看護師とみなすという規定がある。当面は看護師の確保が困難だということで、1人という枠の中で看護師だけではなくて准看護師でもいいではないかという問題意識。保育所の保育士の部分まで看護師や准看護師でいいと言うつもりはない。

(磯部構成員) 食事の外部搬入について、設立主体による区別は合理的でないことは分かるが、外部搬入をすることができる要件も定められているところ、その要件自体は維持するべきと考えるか。公立においても特段アレルギーの事故などはないということは、外部搬入を用いる際の要件が効いているからか。

(兵庫県) 子供の発達に対して必要な給食であるし、国としても懸念を持っているアレルギー対応を考えると、一定の条件として、通常給食を提供する場合の制約や責任ということは最低限定められており、そこを変える必要性は余り考えていない。現在の要件を私立の保育所の3歳未満児についても当てはめて、対応できるような仕組みにしてほしい。

(磯部構成員) 結局、規制を緩和して、外食搬入できるようになるのは私立の保育園。私立の保育園の声としては、その基準で外部に委託することで問題ないと考えているだろうという見込みか。

(兵庫県) 特段厳しい要件が課せられているとは考えておらず、やはり給食提供ということであれば、こういった配慮は最低限必要なものではないか。公立と私立は、同じ並びで対応しても差し支えないのではないかと。

#### <通番48: 認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(埼玉県)>

(高橋部会長) 提案は、第1次分権改革の際には実現しなかったが、新しい制度に変わったため、権限移譲の余地が出てきたという趣旨か。

(埼玉県) 必ずしも新制度とは直接的にはリンクしないが、事務処理特例条例を定め、全ての市町村に権限移譲しても特に支障がないところ、県内525の認可外保育施設について、県で一括して対応するよりも、各市町村で行う方がより適切であり、法令で規定する形にしてほしいという提案である。

(小早川構成員) 基本的には、既に事務処理特例制度の活用により権限移譲しているものについて、法令上の主

体も現状に合わせたほうが、地域型保育事業への移行もスムーズになり、さらにその基盤にもなるという趣旨の提案か。

(埼玉県) そのとおり。

(高橋部会長) ただ、認可保育所については、移譲していない。

(埼玉県) 認可保育所は、県の中では市町村の希望があれば認可事務を移譲することは可能としており、現在、二つの市町村に移譲しているが、保育所の認可は相当な業務量等もあるため、今回の提案には入れていない。一方、認可外保育施設の届出受理等については、現実的な提案として挙げたところ。

(高橋部会長) 認可と認可外とを分けた場合に、連携面などの問題が出るという危惧があり得る。

(埼玉県) 保育の実施は、法令上は市町村が実施主体になっているため、認可保育所の認可は都道府県で行っているが、公立保育園や私立保育園における保育の運営については、市町村が責任を持っている。このため、認可保育所の運営自体、運営費や指導等を含めて市町村が担っており、市町村で認可外の認可等の指導監督も行うことで、より一体的に対応できる。

(小早川構成員) 保育所の認可権は県にあり、それに並んで認可外保育所についても県の制度として位置付けていく方針もあり得たわけだが、今回の提案は、認可外保育所について、これまで県の権限を市町村に移譲してきた実績を新制度に円滑に引き継ぐこととして、県でこれ以上のことを行うのではなく、市町村に移譲する方向に舵を切ろうということか。

(埼玉県) そのとおり。そもそも、法令上、認可外保育施設の届出受理等は都道府県の事務として行ってきたが、首都圏などの大都市圏では、認可外保育施設が非常に多くなってきている状況があり、これを今後も都道府県だけで全て指導監督するのは現実的ではない。特に認可外保育施設については、安全性の問題等も出ているため、市町村レベルでの機動的な対応が望ましい。

地方分権の観点からも、保育の運用を担っている市町村で、届出受理等もしながら、認可外保育所の状況も把握するのが適当。市町村が認可等を行う地域型保育事業への移行等の促進などにも鑑みると、市町村で行うことが望ましい。

#### <通番7：認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和（埼玉県）>

(小早川構成員) 将来は法律に経済的基礎要件が規定されるが、現在は無いということではないか。

(埼玉県) そのとおり。

(小早川構成員) この認可事務は自治事務であり、通知で経済的基礎要件を設けていることは、技術的助言に過ぎないのではないか。

(埼玉県) この通知自体は技術的助言であると考えているが、今後、子ども・子育て支援新制度において、経済的基礎要件が保育所認可申請における審査基準として明文化されるということは、現行の通知の基準も、各地方公共団体の判断に大きく影響を与えるものではないか。

国の通知は非常に大きな意味を持っており、現行もこれに従った運用をしているところもあるので、現行の審査要件も緩和してほしい。

(高橋部会長) 経済的基礎要件について、今後どのような基準が設けられるかが一番の問題ではないか。

(埼玉県) 現行の通知の基準には、1,000万円の資金という基準のほかに1年間の賃借料の基準があるが、初年度の運営費からは賃借料が補助されないため、準備する必要があると考えるが、1,000万円という金額には根拠がなく、移行促進の壁になっていることを理解いただきたい。

経済的基礎要件について、現行の通知が今後どのような取扱いになるかが定かではなく、それ以外の事項を含め議論いただく際に、今回の提案を踏まえて検討いただきたい。

(高橋部会長) 経済的基礎要件について、政省令で具体化するという動きはないのか。

(埼玉県) 特に聴いていない。

(高橋部会長) 条例委任はないということか。

(羽生参事官) 条文には委任規定はなく、単純に当該保育所を運営するために必要な経済的基礎があることとしか書かれていない。

(高橋部会長) 今後、厚生労働省にもこの点を聴きたい。

(磯部構成員) 平成12年の通知でそもそも保育所設置に係る主体制限が撤廃されたが、以前はどのような制限であったのか。



(埼玉県) 以前は社会福祉法人のみに対して認められていたが、他の主体についても設置が認められるようになったと理解している。

(磯部構成員) 社会福祉法人であれば経営的基礎要件に問題がないということは、社会福祉法人として認可されるためには、1,000万などの基準による審査がなされるということなのか。

(埼玉県) 社会福祉法人については、設立の際に基本財産として不動産を自己所有することが定められており、また保育所を開設するに当たっては年間の12分の1の資金が求められている。年間の賃借料や1,000万という要件は社会福祉法人には該当がない。

#### <通番8：保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（兵庫県）>

(高橋部会長) 例えば、更新しないことの基準など有効期間の設定基準は具体的にあるのか。

(兵庫県) 地域の保育のニーズが高まり、保育に欠けない子供や幼稚園等に通う子供を入れることによって、保育に欠ける子供が入れない状態があるのではあれば、保育所としての本来の役割に支障があるため更新しないという取扱いを認定権者の県としては考えるところだが、現状ではそのようなことはないという状況。

(高橋部会長) 更新拒絶についての審査基準はあるのか。

(兵庫県) 現時点では、県として特に基準を設けていない。

(高橋部会長) 有効期限が切れれば認定申請をするのか。

(兵庫県) 再度、認定の更新の申請をすることになる。

(高橋部会長) その場合の審査基準は当然あるべきだと思うが。

(兵庫県) その際は、当初の認定と同程度の考え方により更新している。各市町村における保育の利用状況、待機児童の状況、保育を必要としない子供のニーズや保育と教育の一体的な提供に関する考え方などを各市町村から意見聴取した上で、県として認定している。

(高橋部会長) つまり認定基準を代用しているということか。

(兵庫県) そのとおり。

(高橋部会長) その認定基準は明文化されたものがあるのか。

(羽生参事官) 認定こども園法第5条第3項において、需要の状況に照らし当該保育所においては保育を必要とする子供以外の満3歳以上の子供に対する保育を引き続き行うことにより、当該保育を必要とする子供の保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならないとなっている。

(高橋部会長) その法令を具体化した審査基準はあるのか。

(兵庫県) 客観的な数字を基にしているものではなく、各市町村における就学前の子供の状況に基づき認定を更新する手順をとっており、各市町村から意見聴取した上で判断している。

(高橋部会長) その審査基準は公表されているか。

(兵庫県) 認定こども園としての認定の基準は条例で設けているが、更新に当たっては、例えば需要と供給などの客観的な基準は県として保有していない。

(小早川構成員) 保育に欠ける子供があふれているかどうかということか。

(兵庫県) 当該施設は保育所の定員を少なくした部分を保育に欠けない子供の部分として設定しているわけではなく、施設面積に応じて今の基準の外に保育に欠けない子供の枠を新たに設けている施設がほとんどである。

本日に保育ニーズに対応する必要があるれば、認定こども園ではなくて、保育所の定員を増やす方法が当然望ましいわけで、そういう指導をしている。そのような地域事情にないところで、保育所が保育に欠けない子どもも受け入れて一体的に行うために保育所型の認定こども園の認定の申請をしているところがほとんどであり、本県の取扱いの中では、この有効期間の中で保育に欠ける子供があふれるような支障がある事例は生じていない。

(高橋部会長) 更新の段階でそのような状態にあるかどうかは、非常に不安定であり、経営者にも予測がつかないため、不安要因となる。この仕組み自体が不安定さをもたらしているという気がする。

(兵庫県) 平成26年度までと、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度以降で事情は大きく変わると認識している。

平成27年度以降については、平成25年度後半から各市町村で抽出した住民に対しアンケートを行っており、潜在的ニーズも把握した上で、平成27年から平成31年の間に保育を必要とする子供が何人ほどいるかを把握

して、それに対応する確保方策の計画を今年度中に立てる。

今の保育所型認定こども園であっても、そこで保育を必要とする子供をどれほど受け入れるか、また、保育を必要としない子供を幼稚園や認定こども園の幼稚園機能の部分で受け入れられるかということ、子ども・子育て会議で議論して、計画のもとで将来的な対応という部分も含めてある程度確保するため、これまでは更新の必要性や意義もある意味であったかもしれないが、新制度の下では、この有期認定を保育所型のみ行う必要性がなくなるという理解。

<通番 49：臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（兵庫県）>

（伊藤構成員）仮に臨床研修病院の指定に関する権限を都道府県へ移譲した場合であっても、現在、厚生労働省が指定のために用いている基準とほぼ同じものが、「従うべき基準」のような強い規制として示されることになるかと推測されるが、そのような形でもいいのか。それとも、別の形での権限移譲を提案しているのか。

（兵庫県）国の基本的な考え方を覆すようなつもりはないが、例えば臨床病理検討会に集まる医者の数が半年間確保できないといった場合に、1年後に確保できる見込みがあるならば都道府県の権限で指定を認めるなど、都道府県の裁量を少し認める形で移譲してもらえないかと考えている。

また、関連して、厚生労働省から昨年度、病院の監査等の事務の移譲について話があったが、事務の移譲だけで、命令等の権限の移譲が認められなかった。都道府県としては、事務の移譲だけでは、事務量が増えるだけで地域の実情に応じた対応ができないため、事務だけではなく必要な権限も丸ごと移譲してほしい。

（高橋部会長）研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲について、全国の全体値がうまく調整できないリスクがあるため、都道府県ごとの総数のようなものは規制しておいたほうが良いと考えるが、全部都道府県任せとするのか、それともある種の枠がある方がいいのか。

（兵庫県）国が一定の基準を定めて、各都道府県がバランスよく臨床研修医を配置するという現行の仕組みを否定するわけではないが、プラスアルファとして、都道府県の裁量で配分できる枠を増やしてほしい。修学資金を貸与して医学生を養成する「地域枠」という取組が平成22年度から本格的に全国で実施され、その学生が研修課程に出てくるのは平成28年以降である。今般、臨床研修制度が若干変わり、定員調整権限に係る都道府県の裁量は増えたが、「地域枠」の人数が平成29年度以降更にまた増えていくとなった場合に、今回増えた裁量の範囲内で調整できるのか不安。将来的なことを考えれば、地域枠については、別枠として都道府県調整枠に措置してほしい。

（小早川構成員）例えば県から奨学金を出している地域枠出身の研修医の配分について、既に県の一定の判断が調整の中に加味される仕組みになっているが、具体的にはその裁量を更にどこまで拡大するのか。

（兵庫県）現在は、地域枠も含めたものとして裁量が配分されているが、何年に何人が卒業するといった実際の地域枠の実数での配分ではない。本県の状況は、平成27年度については枠内で収まっているが、徐々に地域枠の定員が増えていく一方で、都道府県調整枠が徐々に減っていく仕組みになっているため、将来的には逆転するかもしれない。兵庫県の場合、本年だけで22名、全部で99名の学生が地域枠に入っており、全員が医療機関で働くようになったとき、現在の方針のまま本当に対応が可能なのか。都道府県によってばらつきはあるが、その部分について実情に応じた配分ができるよう権限を拡大していただけないかと考えている。

（小早川構成員）各都道府県が地域の医療のためにお金を使って地域枠を実施しており、医師になっても地域のために働いてもらいたい、そのためには研修病院も一定のところが望ましいということで、全体の判断を含めて厚生労働省が一旦そのような制度を認めたが、だんだん定数が減ってきて、政策効果が結局はゼロになってしまうのではないかと、政策としての一貫性を担保してほしいということか。

（兵庫県）地域の実情にあわせた形で対応するために、都道府県にも権限を移譲していただけないかということ。

（磯部構成員）奨学金をもらって地域枠で学んだ人が着実にその地域の病院で働くことで奨学金の返還が免除されるが、その人達が確実に地域の病院に定着できる枠を設定できるようにしてほしいという趣旨を含む提案という意味において、政策の一貫性を問題にしているという理解でよいか。

（兵庫県）そのとおり。

（高橋部会長）算定方式の詳細を把握した方が分かりやすい。

（兵庫県）厚生労働省が通知で示しているので、別途お届けする。

（羽生参事官）併せて、兵庫県においてはどのような状況になっているのか、できれば見通しや、配分割合がわかるような資料を工夫していただけると今後の議論に助かるので、よろしく願います。

<通番 55：産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（兵庫県、九州地方知事会（福岡県）、神奈川県）>

（小早川構成員）第2次地方分権改革における、計画策定に関する義務付け・枠付けの見直しの基準に照らした検討は行ったか。

（羽生参事官）第1次分権一括法の際の見直しにおいて、基本計画の内容のうち一部の事項に係る規定の廃止は行っている。

（小早川構成員）チェックをかけた結果として、これが残ったということか。

（羽生参事官）そのとおり。

（伊藤構成員）協議に時間がかかるということだが、実際に国から意見や注文がついて困ったことはあるのか。

（九州地方知事会（福岡県））まず、福岡県に関しては、企業から、時間がかかるのは非常に困るという強い要望を受けたことがある。市町村との協議についても、なぜこれほど時間がかかるのだという非常に強い声は何度も聴いている。

（伊藤構成員）国から何か意見が付き、その処理が非常に長くかかることはやはり問題なのか。

（九州地方知事会（福岡県））特に多いのが農林水産省関係や環境省関係である。例えば農地や自然保護区域がある場合、問題がないかの照会を受け、それについて関係各所に確認して時間がかかるケースは当然ある。

（高橋部会長）そうすると、実際はそういった協議等の手続が必要なのではないかという議論もあり得るのではないか。

（九州地方知事会（福岡県））我々が提案している企業立地促進法第5条第2項第8号（環境保全等の配慮事項）及び第9号（農地に係る事項）については、大体照会内容が同じである。よって、事前に分かっている項目を確認した上で提出するという形にすればいいのではないか。

（兵庫県）農地法の処分や課税の特例の関係、国が関与するために必要なものについては、あらかじめ確認事項をいただければ対応する。農地法の特例があるケースはほとんどない。

（高橋部会長）事前協議があるのであれば、その段階で処理していれば同意に時間がかからないと考えられるが、なぜ時間がかかるのか。

（兵庫県）時間がかかる部分は3つある。まず地域産業活性化協議会は最低でも2回以上行うため、それを毎月行ったとしても2カ月以上はかかる。続いて、兵庫県であれば出先の近畿経済産業局と調整が必要で、それに2週間から1カ月くらいかかる。さらにそれを、経済産業省本省に提出し、関係府省が複数にわたることもあるので約3カ月かかり、合わせると約6カ月になる。我々の提案でいえば、県知事に提出され、知事が決定すればほとんどの時間は要らなくなる。

（磯部構成員）協議を廃止して、事後報告や届出した際に、もし地方公共団体と国とで判断に違いがあり事後的に国から修正を求められるのであれば、事前同意として残す方がいいという考え方はないか。

（兵庫県）そのようなケースは本当に少なく、定型的なものが多い。単に関係者が多いために時間がかかっているということである。御指摘のケースは稀であるため、全て同意協議をするのはどうかと考える。

（磯部構成員）逆に言えば、全て事後報告と届出したところで、かえって事後的に対応しなければいけなくなって困ることがないかどうか。法第5条第2項の第8号及び第9号のみ同意・協議を廃止とした点は、どのような意味があるのか。

（九州地方知事会（福岡県））定例的な照会が多いのが法第5条第2項第8号及び第9号で、それ以外の事前協議での問い合わせはこれまでにない。このため、今回、特に事例の多い8号、9号が届出等になれば非常に効率化できるのではないかという趣旨である。

（磯部構成員）神奈川県の法第6条の変更の話については、法律上は軽微な変更であれば届出でいいという規定になっているようだが。

（神奈川県）今回の場合は、届出ではなくて、協議をしてくれという話があった。

（磯部構成員）ただ、求める措置の内容としては第5条しか挙げていないが、第6条についても軽微な変更として届出でよいとされている範囲が狭いと考えているのか。

（神奈川県）そのとおり。6条で5条を準用しているので、今回は大もとの5条の規定についてお願いしている。

（高橋部会長）先ほど、8号と9号以外の事項の問い合わせはほとんどないということであったが、むしろそれ以外のものこそ同意・協議を廃止するという話にならないのか。

(九州地方知事会(福岡県)) 今回の提案に当たり、どういう形で審査しているのかを事前に各府省へ電話で確認したところ、農林水産省と環境省についてはある程度状況がわかったが、それ以外の府省については状況不明であったため、8号、9号を特に捉えて提案した。希望としては、全部できればいいと思っている。

(小早川構成員) 同意するか否かの基準は設けているか。国で基準を設けているのであれば、その点を簡単に済ませるといふ実務はできそうなものとする。

(九州地方知事会(福岡県)) そこまでは分かりかねる。

(高橋部会長) その点を含めて事務局にも精査してもらい、更に検討する。

<通番 53：旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し(九州地方知事会(福岡県、佐賀県))>

(高橋部会長) 佐賀県は旅館業法については条例で暴力団排除を規定したのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) ある団体が建物を暴力団関係者に提供して、暴力団関係者が旅館業を営んでいた事例が発覚し、県として看過できないため、旅館業に関しては独自に県の条例で排除条項を今年3月に議決した。旅館業法とは別目的の条例で排除できるという厚生労働省の見解があったため、法施行条例ではなく「旅館業に関する条例」と名称を改めた上で規定した。

(羽生参事官) 厚生労働省との関係では、当条例は法の委任を受けた条例ではないと考えており、京都府のように違憲判決が出るおそれがある。

(小早川構成員) 京都府の事案とは違う気がする。また、旅館業については独自条例で規定できるという見解であるが、採石法についてはなぜ規定できないのか。

(九州地方知事会(佐賀県)) 採石法と砂利採取法については、義務付け・枠付けの第4次見直しの際に、暴力団排除条項の条例委任による追加は不可能であると、所管省から明確に示された。旅館業の場合は、旅館業法の外であればいいということであった。

(小早川構成員) 国の見解は確認していないが、施行条例としては不可能であるという点までは同じで、自主条例であれば採石法と抵触関係は生じないということになるのではないか。旅館業法については、暴力団排除条項は条例で基準を追加できないと国がはっきり示しているとのことだが、「業の健全な発達」が法の目的として規定されていないということか。

(九州地方知事会(福岡県)) 旅館業法の目的の中には、業の健全な発達という言葉が入っている。

(小早川構成員) 微妙な解釈問題になる。暴力団排除もはっきり入るような文言に書き換えることは可能だろうが、恐らく国はそこまでやらない。国側の姿勢としては、自主条例でやってくださいということになるのではないか。京都府の裁判のように、営業の自由に対する過度の規制で憲法違反となる可能性はあるが、それはまた別の問題である。地方分権の立場からすれば、自主条例で定めるのが一番すっきりする。

(九州地方知事会(福岡県)) 違憲判決が出たことからすると、法的なところをきちんと整理しておいてもらうことが地方としては望ましい。また、旅館業法では取り消すことが「できる」規定、採石法では「しなければならない」規定であり、書きぶりが少し違うため、採石法に関しては別条例として規定することが法律論として厳しいかもしれないと考えた。

(小早川構成員) 解釈論の問題であり、異なる立場もあるかもしれない。

(伊藤構成員) 実際に旅館業についても採石業についても営んでいる暴力団関係者がいるという事案が上がってきていて、もう一回考えてもらうことはできるかもしれない。他方、実際の法律の目的と合うかという解釈では難しいかもしれない。

(九州地方知事会(福岡県)) 厚生労働省としては、旅館業法はあくまでも公衆衛生の観点での法律であるとしているが、公衆衛生のみとは言いきれないのではないか。第4次見直しの際の見解には納得していない。

(羽生参事官) 旅館業法第1条に、旅館業の健全な発達を図るという規定があり、第8条に、営業者に対して取消ないし業務停止命令をかけるという規定があり、その具体例として風営法、売春防止法、児童ポルノ法といった規定が出てくる。

(小早川構成員) 売春防止法も風営法も確かに旅館という舞台で起こる問題だが、暴力団排除というのは旅館で抗争が起きることが問題であるわけではない。

(高橋部会長) ただ、抗争が起きることもないわけではない。他の法律、資料等を精査して考えたい。

(磯部構成員) 児童福祉法や介護保険法では暴力団排除の規定が設けられているが、それが導入された趣旨なり立法事実と似通った問題が旅館業法にもあるということが言えないか。

(九州地方知事会(福岡県)) 社会福祉施設関係は、前回の法改正の際に旅館業法と一緒に提案したもの。こちらについては、既存の条例委任に基づく条例改正に関しては問題ないという見解が出された。その際、立法事実としては同じレベルのものを出している。

(小早川構成員) 社会福祉施設に係る規定の方が、裁量の幅がある。他方、旅館業法は警察法規である。

(羽生参事官) 介護保険や児童福祉法は、営業の自由が及ばず、国の財政等を含めて成り立っている給付行政であるため、そこはもう少し規制をかけてもいいという判断である。これに対して旅館業法は、営業の自由等の憲法上の基本的な権利も含めて考える必要があり、事業者への規制に対してより慎重であるということが、内閣法制局の見解と聴いている。

<通番 23：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲(九州地方知事会(福岡県)、神奈川県)>

(神奈川県) 本県では、超過課税を行って水源林の涵養を図っているが、水源林エリアで森林が伐採されて斜面にメガソーラーが設置され、さらに降雨により斜面の土砂が流出し、住民から苦情が続出したという例がある。

その事例では、本来、森林法上、地域森林計画の民有林が1haを超える場合は、森林法に基づく林地開発許可があるが、今回問題となった事例ではその民有林の面積が1ha以下であった。加えて、神奈川県では1ha以上の市街化調整区域等における開発案件についても、土地利用調整条例で工事の着工前に調整を行うこととしていたが、この事例は1つのメガソーラーを2つに分割をして、1つ当たりは1ha以下だったため調整がなされなかった。本事案が問題化する中で、そもそも太陽光発電の推進部署が、建設されるメガソーラーなどの情報を事前に把握していれば、調整が行えたのではないかと指摘が議会側からあった。また、昨日、関東近県のエネルギー担当課長会議が急遽開かれ、いくつかの県から、電力会社から系統連系がもう容量上限に達してできないという話があった。特に山梨県は小水力発電を系統連系したいのに、もう太陽光で枠がいっぱいに使われていて、もうこれ以上、系統連系できないと言われたそうである。国が行った設備認定取消の情報について電力会社に連絡が入らず、そのまま残ってしまって小水力が入り込めない状態になっているので、ぜひ緊急で国に要望したいと言っていた。このようなことも都道府県に事務が移譲されれば解消されるのではないかと考えている。

(高橋部会長) そもそも経済産業大臣の所管になった経緯を知りたい。

(神奈川県) 経緯は承知していないが、効率化を図る観点から国で統一して行っているのではないかと。

(九州地方知事会(福岡県)) 電気の買取に要した費用が全国の電気利用者に賦課金として課金されるシステムであり、その認定権限は日本全体に影響するため、全国一律の運用が必要という認識なのではないか。

(高橋部会長) 再生可能エネルギーは地域に根差したものであり、地域が行ってもいいのではないかと。そのような議論は、当時は余りなかったのか。

(九州地方知事会(福岡県)) 深くは承知していないが、そういうことではないかと推測している。

(小早川構成員) 設備の認定とは、設備そのものの技術的な規格をチェックするだけなのか、立地も含めて確認するのか。

(九州地方知事会(福岡県)) 立地については国も認定の段階では確認していないということで、あくまでも技術基準について認定している。

(小早川構成員) 神奈川県の提案は、機械の構造や規格等も含めて都道府県の認定権限に含めるということか。

(神奈川県) そのとおり。

(小早川構成員) 両提案の狙いとするところはかなり重なっているが、もう少しすり合わせて、更に実現しやすい提案にならないか。両提案とも、実態が分からない、情報が取れないということが大きな問題ではないか。

(九州地方知事会(福岡県)) その点が大きい。

確かに、施策を実施するに当たっては情報が必要だが、九州地方知事会としては、国にも権限を持ってもらい、並行権限として立入調査、報告徴収、指導、助言の権限が欲しいと考えている。神奈川県は認定まで自ら行うという考えだが、九州地方知事会としては、認定権限については全国一律の基準や運用も必要と考えている。

(磯部構成員) 指導、助言、報告徴収、立入検査権限を行使するためには、どこが認定されているか把握する必要があるという点においては、かなり近接した提案なのではないか。その点、神奈川県の提案のような認定権限までないと意味がないということになるが、福岡県としては事前に関与する必要はないと考えるのか。

(九州地方知事会(福岡県))現状、経済産業大臣の認定を受けた事業でも、系統連系問題や地域とのトラブルで、実際に運転までたどりつかないケースがある。そのようなケースに指導、助言できれば、課題の克服が十分可能と考えている。また、地方公共団体の場合は自ら発電事業者になる場合があるが、もし県が認定を行うと、同じ知事が認定し、事業者にもなるという状況で、好ましくないのではないかと懸念もある。

<通番 36 : CIQ 業務権限の都道府県への移譲 (佐賀県) >

(伊藤構成員) 地方空港を持っている全ての都道府県への CIQ 業務権限の移譲を求めるのではなく、手挙げ方式で提案した趣旨は何か。

(佐賀県) 本県が、県営である有明佐賀空港を地域の活性化の起爆剤とするために日々営業活動を行う中で、ビジネスジェットの有効性を強く感じているところだが、運航支援会社から話があっても、CIQ に関する調整に時間を要するため、ビジネスチャンスを見逃したこともある。CIQ 体制を整えれば佐賀県に需要はあるという確証を持っており、本県として今回の提案をさせていただいたところ。

(小早川構成員) 手挙げ方式で実現を図ることもあり得るのではないかと。

(伊藤構成員) 資源を割いてもやりたいということだが、ビジネスジェットに限って対応する職員を常駐で空港に配置するのか。あるいはどういう体制で運用するのかという見通しを教えてください。

(佐賀県) 佐賀県の場合、ある業務を新しく始める際には、専門知識を有する人材を民間から引き抜いて任期付きで採用している。今回の CIQ についても、空港に常駐させるかどうかは別として、例えば CIQ 業務に携わっていた国家公務員退職者を任期付職員又は嘱託職員として採用し、県の指揮監督下に置くという方法で行うことになる。

実際に、他の業務でも同様の方法を用いている例があるため、CIQ 業務の権限移譲がより具体的になった暁には、そのような方法で体制を整えたい。

(高橋部会長) CIQ 全部について担いたいということか。

(佐賀県) 本県の目的は、いつでもビジネスジェットを受け入れることができる体制を作ることである。本県の望む姿が実現できるのであれば、権限移譲は全部でも一部でもいい。

(小早川構成員) 恒常的に人員を置くのであれば、国際定期便にも対応できると考えるが、ビジネスジェット機に限るのはなぜか。

(佐賀県) 現在、国において CIQ の体制充実を図っているところだが、これは国際定期便を念頭に置いたものと理解している。ただ、ある意味我々が誘致する、スポット的なわずかの入国者に対して CIQ の手を煩わせたくないことから、ビジネスジェット機に限って対応させていただきたい。

(磯部構成員) ビジネスジェットに限って、しかも、CIQ 業務でも、例えば入管について言えば 6 条の上陸の審査だけでよいということか。出国する際に行う、出国留保事項があるかどうかの審査については要らないということか。

(佐賀県) CIQ は関係省庁が 4 省に分かれており、例えば法務省が人員を増強して対応しても、厚生労働省の検疫が対応されなければ、CIQ がそろわず機能しない。

C も I も Q も、ビジネスジェットに関する部分の権限移譲を求めているところだが、例えば、C と I は国が責任を持って態勢を整えるが、Q については厚生労働省や農林水産省では無理だということであれば、Q のみは我々にやらせてほしいということはある。あくまでも、有明佐賀空港でビジネスジェットを頻繁に誘致できる環境を整えることが目的だと考えており、そういう意味での一部か全部かという話になる。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)